

令和7年10月19日執行

大口町長選挙用

選挙公営の手引

(自動車、ポスター及びビラ)

大口町選挙管理委員会

は　　じ　　め　　に

大口町長選挙において候補者は、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る経費について、一定の条件の範囲内で公費負担することができるもの（以下「公営」という。）とされており、これらの経費の支払については様々な手続きが定められています。

この小冊子は、令和7年10月19日執行の大口町長選挙において公営の適用を受けようとする場合、候補者、事業者等の方々が行わなければならない手続について記述したものです。

なお、この小冊子では法令等の用語について、次のように略称を使用しておりますので、ご注意ください。

法　　：公職選挙法(昭和25年法律第100号)

令　　：公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)

町選管：大口町選挙管理委員会

目 次

1	選挙公営について	1
2	選挙運動用自動車の使用の公営	3
1	ハイヤー方式	3
	◆選挙運動用自動車（ハイヤー方式） 公営手続きの流れ	4
2	レンタル方式	5
2-1	選挙運動用自動車の借入れについて	5
	◆選挙運動用自動車の借入れ 公営手続きの流れ	6
2-2	選挙運動用自動車の運転手の雇用について	7
	◆選挙運動用自動車の運転手の雇用 公営手続きの流れ	8
2-3	選挙運動用自動車の燃料の供給について	9
	◆選挙運動用自動車の燃料の供給 公営手続きの流れ	11
3	選挙運動用ポスターの作成の公営	12
	◆選挙運動用ポスター作成 公営手続きの流れ	14
4	選挙運動用ビラの作成の公営	15
	◆選挙運動用ビラ作成 公営手続きの流れ	17

1 選挙公営について

(1) 必ず有償契約を締結してください。

公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの事業者等と有償契約を締結し、町選管に届け出なければなりません。有償契約の締結は、立候補届前に立候補の準備として行うことができます。なお、無償の場合は公費負担の対象となりません。

(2) 公営の適用される額には、全て一定の限度額があります。

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と、候補者1人当たりの限度額との両方が定められています。この限度額を超える額については、公費負担の対象となりません。

選挙公営の限度額は次のとおりです。

◆選挙運動用自動車の使用に関する費用

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（ハイヤー方式）に係る費用。
上限 64,500 円／日

2 次の費用がそれぞれ対象となります（レンタル方式）。

2－1 自動車の借入代 上限 16,100 円／日

2－2 ガソリン代 上限 7,700 円／日×5 日（無投票の場合は1日）

2－3 運転手代 上限 12,500 円／日

※ **1**、**2** はどちらか一方しか対象になりません。

※車両へのスピーカー、看板等の設置費用は公費負担の対象になりません。

◆選挙運動用ポスターの作成費用

ア ポスター作成費用の上限の算定方法

$(155,250 \text{ 円} + 586.88 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場の数}) / \text{ポスター掲示場の数}$

本町のポスター掲示場の数は75か所ですので、

$(155,250 + 586.88 \times 75) / 75 = 2,656.8 \approx 2,657 \text{ 円/枚}$

イ ポスター作成枚数の上限 100 枚

以上から、1枚当たりの上限額 2,657 円×作成枚数の上限 100 枚＝265,700 円

◆選挙運動用ビラの作成費用

8.38 円／枚×ビラの頒布枚数の上限（町長 5,000 枚）ですので、

町長 8.38 円×5,000 枚＝41,900 円

(3) 必ず所定の手続きが必要となります。

公営が適用される場合は、町は事業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を事業者等に支払うこととされています。この経費の支払には、一定の書類が必要となり、必ず所定の手続きをしていただきます。

また、会計処理の都合上、契約事業者等の情報を登録するため、口座振替支払申請書（債権者登録用紙）を併せて提出してください。

これらの書類は、立候補届事前審査にて確認、立候補届出日に提出とさせていただきますので、立候補届出日までに契約の締結を行い、準備を進めてください。

(4) 候補者に係る供託物が没収されないこと

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます。）に達しないときとされ、次の計算式により算出します。また、候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

＜町長選挙＞

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票の総数} \times 1 / 10$$

※平成29年10月22日執行の大口町長選挙においては次のようになります。

区分	定数	有効投票の総数	供託物没収点
町長選挙	1	10,613	1,061.3

※供託物没収点は、定数、有権者数、投票者数等により変わりますので、上記の供託物没収点はあくまで参考としてください。

2 選挙運動用自動車の使用の公営

契約の形態には、**①**ハイヤー方式（自動車、燃料代、運転手の全てを含む契約）と**②**レンタル方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用についてそれぞれ個別に契約）とがあります。同じ日にこの両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公営の対象となります。**また、いずれの契約についても公営の対象となるのは、実際に選挙運動用として使用された自動車についてのみです。有投票の場合には、告示日から投票日前日まで、無投票の場合には、告示日1日の使用等についてのみ公費負担となります。****①、②**いずれの方式であっても、車両へのスピーカー、看板等の設置費用は公費負担の対象にはなりませんので、注意してください。

①ハイヤー方式

ア 公営（公費負担）の対象について

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（一般にタクシー会社と呼ばれているもの）と有償契約（この契約を「一般運送契約」という。）を締結し、選挙運動用自動車（営業用ナンバーであること。）を使用するときは、1日1台64,500円の範囲内で公費負担となります。

イ 手続きについて

- (ア) 候補者は、一般運送契約を締結したときはその旨を直ちに（立候補の届け出前に契約を締結したときは、基本的には立候補届のときに）**選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第1）に選挙運動用自動車使用契約書の写し及び各契約相手方の口座振替支払申請書（債権者登録用紙）**を添えて町選管に届け出てください。
- (イ) 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、**選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第10（その1））**を運送事業者に提出してください。
- (ウ) 運送事業者は、選挙の期日後速やかに町長宛に所定の経費を請求してください。このときには、**請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第13）**に請

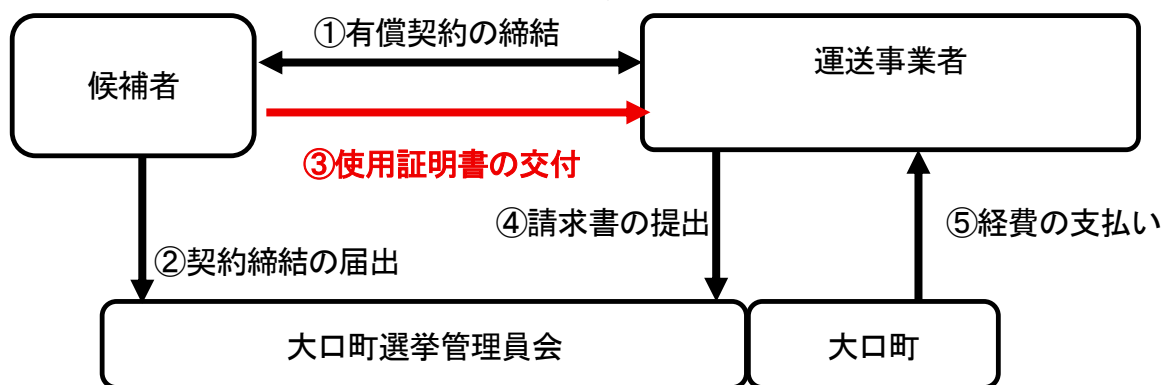
求内訳書（（別紙）その１）と選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第１０（その１））を必ず添付してください。

※供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することはできません。

(エ) 町長は、運送事業者から請求されたとき、運送事業者に所定の経費を支払います。

以上の流れは次のようになります。

◆選挙運動用自動車 ハイヤー方式 公営手続きの流れ



順序	手続	必要書類、様式、添付書類等	時期
①	候補者と運送事業者は一般運送契約に関する有償契約を結ぶ。	・ 選挙運動用自動車使用契約書	告示日より前
②	候補者は、①の契約締結の届出を町選管に行う。	・ 【様式】 選挙運動用自動車の使用の契約届出書（「１一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合」に記入） ・ ①の契約書の写し ・ <u>口座振替支払申請書（債権者登録用紙）</u>	告示日以後
③	候補者は運送事業者の使用証明書を交付する。	・ 【様式】 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	請求の前に
④	運送事業者は、町長に請求書を提出する。	・ 【様式】 請求書（選挙運動用自動車の使用） ・ 請求内訳書（その１） ・ ③の選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	請求のとき
⑤	町長は運送事業者に経費を支払う。		確認後速やかに

② レンタル方式

②－１ 選挙運動用自動車の借入れについて

ア 公営（公費負担）の対象について

選挙運動用自動車を借り入れる有償契約（この契約を「自動車借入契約」という。）を借入事業者等と締結し、選挙運動用自動車を借り入れるときは、１日１台１６，１００円の範囲内で自動車借入代が公費負担となります。なお、１日に２台以上選挙運動用自動車を借り入れるときは、候補者はいずれか１台を指定しなければなりません。また、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担となりません。

イ 手続きについて

(ア) 候補者は、自動車借入契約を締結したときはその旨を直ちに（立候補の届け出前に契約を締結したときは、基本的には立候補届のときに）**選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第１）**（借入、運転手雇用、燃料共通様式）に**選挙運動用自動車賃貸借契約書の写し及び借入事業者等の口座振替支払申請書（債権者登録用紙）**を添えて町選管に届け出てください。

(イ) 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、**選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第１０（その１））**を借入事業者等に提出してください。

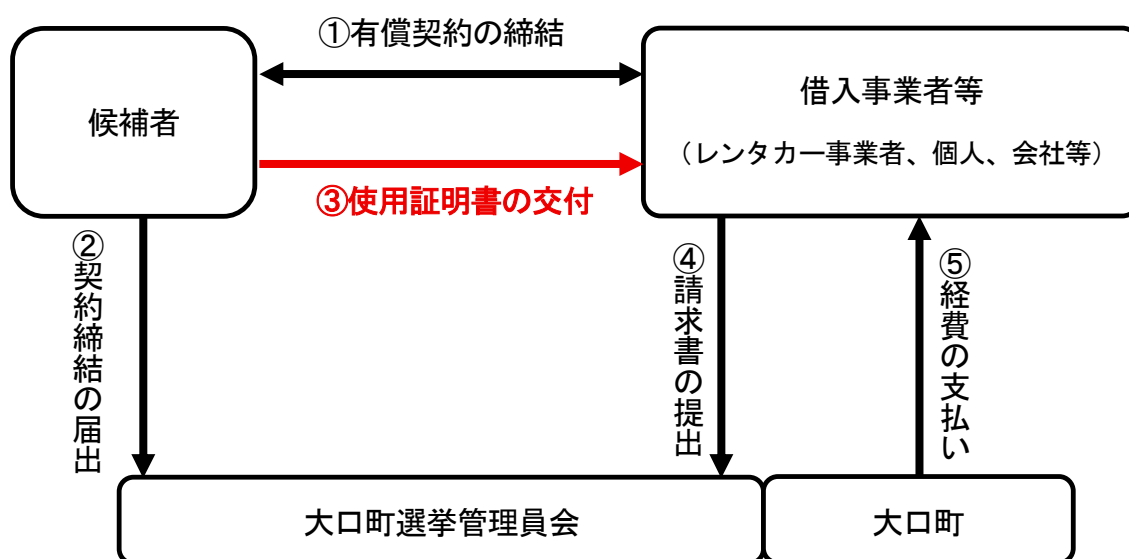
(ウ) 借入事業者等は、選挙の期日後速やかに町長宛に所定の経費を請求してください。このときには、**請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第１３）**に**請求内訳書（（別紙）その２（１）自動車の借入れ）**と**選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第１０（その１））**を必ず添付してください。

※供託物が没収される候補者のものについては、請求することはできません。

(エ) 町長は、借入事業者等から請求されたとき、借入事業者等に所定の経費を支払います。

以上の流れは次のようになります。

◆選挙運動用自動車の借入れ 公営手続きの流れ



順序	手続	必要書類、様式、添付書類等	時期
①	候補者と借入事業者等は自動車の賃貸借に関する有償契約を結ぶ。	・ 選挙運動用自動車賃貸借契約書	告示日より前
②	候補者は、①の契約締結の届出を町選管に行う。	・ 【様式】選挙運動用自動車の使用の契約届出書 (自動車の借入れ欄に記入) ・ ①の契約書の写し ・ 口座振替支払申請書 (債権者登録用紙)	告示日以後
③	候補者は借入事業者等に使用証明書を交付する。	・ 【様式】選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)	請求の前に
④	借入事業者等は、町長に請求書を提出する。	・ 【様式】請求書 (選挙運動用自動車の使用) ・ 請求内訳書 (その2 (1) 自動車の借入れ) ・ ③の選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)	請求のとき
⑤	町長は借入事業者等に経費を支払う。		確認後速やかに

2-2 選挙運動用自動車の運転手の雇用について

ア 公営（公費負担）の対象について

選挙運動用自動車の運転手を有償契約により雇用するときは、1日1人12,500円の範囲内で運転手の報酬の額が公費負担となります。なお、この契約で1日に2人以上の運転手を雇用するときは、候補者はいずれか1人を指定しなければなりません。

イ 手続きについて

(ア) 候補者は、有償契約により運転手を雇用したときはその旨を直ちに（立候補の届け出前に契約を締結したときは、基本的には立候補届のときに）**選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第1）（借入、運転手雇用、燃料共通様式）**に**選挙運動用自動車運転手契約書の写し及び運転手の口座振替支払申請書（債権者登録用紙）**を添えて町選管に届け出てください。

(イ) 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、**選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第10（その3））**を雇用した運転手に提出してください。

(ウ) 運転手は、選挙の期日後速やかに町長宛に所定の経費を請求してください。このときには、**請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第13）**に**請求内訳書（（別紙）その2（3）運転手）**と**選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第10（その3））**を必ず添付してください。

※供託物が没収される候補者のものについては、請求することはできません。

(エ) 町長は、運転手から請求されたとき、運転手に所定の経費を支払います。

以上の流れは次のようになります。

◆選挙運動用自動車の運転手の雇用 公営手続きの流れ



2-3 選挙運動用自動車の燃料の供給について

ア 公営（公費負担）の対象について

選挙運動用自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、立候補の届出をした日から選挙期日の前日までの日数に7,700円を乗じて得た額の範囲内で燃料代が公費負担となります。告示日に届けた場合、 $5日 \times 7,700円 = 38,500円$ が上限となります。ただし、無投票の場合は告示日1日分の7,700円が上限となります。

また、会計処理の都合上、小数点以下の金額については切り捨てになりますのでご注意ください。有償契約を締結する燃料供給事業者にもその旨（小数点以下の金額は、レシート等の金額が切り上げであっても、会計処理の都合上切り捨てとなる。）をお知らせください。

イ 手続きについて

(ア) 候補者は、燃料の供給に関する有償契約を締結したときはその旨を直ちに（立候補の届け出前に契約を締結したときは、基本的には立候補届のときに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第1）（借入、運転手雇用、燃料共通様式）に選挙運動用自動車燃料供給契約書の写し及び燃料供給事業者の口座振替支払申請書（債権者登録用紙）を添えて町選管に届け出てください。

(イ) 候補者は、(ア)の届出と共に、公営の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給事業者ごとに選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式第4）を、**公営対象となる期間（3ページ参照）の最後の給油を行った後に**、公営対象となる期間分をまとめて町選管に提出してください。町選管は、この申請に基づき公営の適用される金額までの選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第7）を交付します。

なお、燃料の供給を受けた場合は、燃料供給事業者から日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された給油伝票の写しを必ず受領して保管してください。

(ウ) 候補者は、町選管から**選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第 7）**の交付を受けたときは、直ちにこれを燃料供給事業者に提出してください。

(エ) 候補者は、燃料の供給を受けたときは、選挙期日までに、**選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第 10（その 2））**を燃料供給事業者に提出してください。複数の燃料供給事業者と有償契約をし、燃料の供給を受けたときは、それぞれの事業者に提出してください。

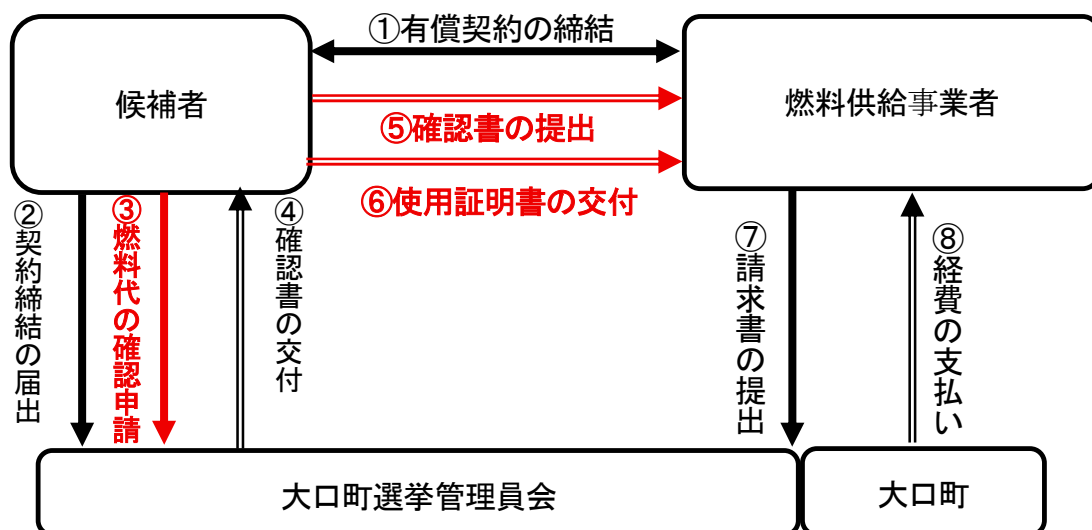
(オ) 燃料供給事業者は、選挙の期日後速やかに町長宛に所定の経費を請求してください。このときには、**請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第 13）**に**請求内訳書（（別紙）その 2（2）燃料代）**、**選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第 10（その 2））**、**選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第 7）**、**給油伝票の写し**を必ず添付してください。

※供託物が没収される候補者のものについては、請求することはできません。

(カ) 町長は、燃料供給事業者から請求されたとき、燃料供給事業者に所定の経費を支払います。

以上の流れは次のようになります。

◆選挙運動用自動車の燃料の供給 公営手続きの流れ



順序	手続	必要書類、様式、添付書類等	時期
①	候補者と燃料供給事業者は燃料供給に関する有償契約を結ぶ。	・ 選挙運動用自動車燃料供給契約書	告示日より前
②	候補者は、①の契約締結の届出を町選管に行う。	・ 【様式】 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 (燃料代欄に記入) ・ ①の契約書の写し ・ <u>口座振替支払申請書 (債権者登録用紙)</u>	告示日以後
③	候補者は町選管に確認申請書を提出する。	・ 【様式】 選挙運動用自動車燃料代確認申請書 ※公営対象期間の最後の給油後	請求の前に
④	町選管は候補者に確認書を交付する。	・ 【様式】 選挙運動用自動車燃料代確認書	申請後速やかに
⑤	候補者は燃料供給事業者に④の確認書を提出する。	・ ④の選挙運動用自動車燃料代確認書	請求の前に
⑥	候補者は燃料供給事業者に使用証明書を交付する。	・ 【様式】 選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) ・ 給油伝票の写し	請求の前に
⑦	燃料供給事業者は、町長に請求書を提出する。	・ 【様式】 請求書 (選挙運動用自動車の使用) ・ 請求内訳書 (その2 (2) 燃料代) ・ ④の選挙運動用自動車燃料代確認書 ・ ⑥の選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) ・ 給油伝票の写し	請求の時
⑧	町長は燃料供給事業者に経費を支払う。		確認後速やかに

3 選挙運動用ポスターの作成の公営

ア 公営（公費負担）の対象について

候補者がポスターの作成を業とするもの（以下「ポスター作成事業者」という。）と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。なお、作成単価、作成枚数それぞれ公費負担の限度が設けられています。

(ア) 作成単価の限度

作成単価は、次の計算式により計算します。

$$\frac{586.88 \text{円} \times \text{ポスター掲示場の数 (75か所)} + 155,250 \text{円}}{\text{ポスター掲示場の数 (75か所)}} \\ = 2,656.8 \div 2,657 \text{円}$$

(イ) 作成枚数の限度

100枚

(ア)、(イ)により、公費負担の限度額は、

$$2,657 \text{円} \times 100 \text{枚} = 265,700 \text{円} \text{となります。}$$

作成単価、作成枚数にそれぞれ限度がありますので、作成単価に作成枚数を乗じた額が上記の金額以内でも、限度額がさらに下回ることがあります。

・ 1枚あたり2,000円で120枚作成したときの公費負担額

$$2,000 \text{円} \times 100 \text{枚 (作成枚数の限度まで)} = 200,000 \text{円}$$

・ 1枚あたり3,000円で80枚作成したときの公費負担額

$$2,657 \text{円 (作成単価の限度まで)} \times 80 \text{枚} = 212,560 \text{円}$$

※写真撮影代・デザイン料を含めて1枚当たりのポスター作成単価を積算してポスター作成契約を結んだ場合は、上記アの範囲内で、ポスター作成に係る費用として公営の対象となりますが、別々に契約（支払い）をした場合には、公費負担の対象になりません。

※1枚当たりのポスター作成単価を積算するときに、選挙運動用はがき等、他の印刷物の費用を含めて積算することはできません。

※ポスター作成契約書は収入印紙の貼付が必要な課税文書になります。

イ 手続きについて

(ア) 候補者は、ポスター作成事業者と有償契約をしたときは、その旨を直ちに（立候補の届け出前に契約を締結したときは、基本的には立候補届のときに）**選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式第 3）に選挙運動用ポスター作成契約書の写しと契約相手方の口座振替支払申請書（債権者登録用紙）**を添えて町選管に届け出てください。

(イ) 候補者は、公営の適用を受けようとするポスターの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成事業者ごとに**選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第 6）**を町選管に提出してください。

町選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までの**選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第 9）**を交付します。

(ウ) 候補者は、町選管から**選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第 9）**の交付を受けたときは、直ちにこれをポスター作成事業者に提出してください。

(エ) 候補者は、ポスターを作製したときは、**選挙運動用ポスター作成証明書（様式第 1 2）**をポスター作成事業者に提出してください。

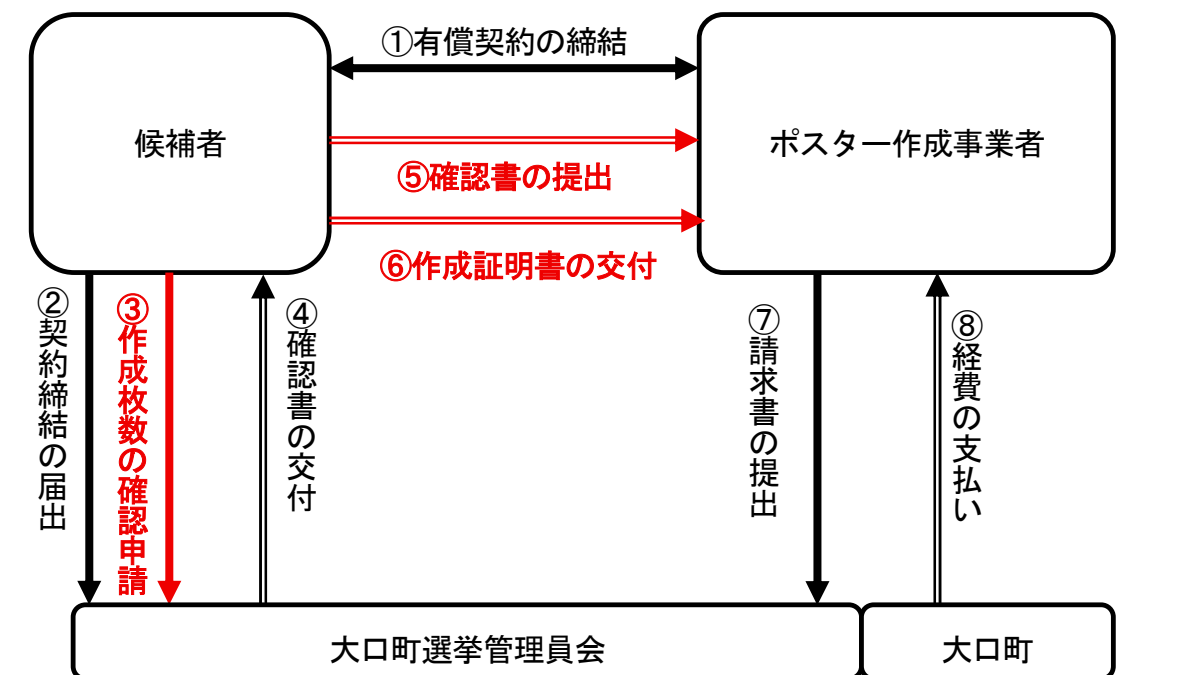
(オ) ポスター作成事業者は、選挙の期日後速やかに町長宛に所定の経費を請求してください。このときには、**請求書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第 1 5）に請求内訳書（別紙）、選挙運動用ポスター作成証明書（様式第 1 2）、選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第 9）**を添付してください。

※供託物が没収される候補者のものについては、請求することはできません。

(カ) 町長は、ポスター作成事業者から請求されたとき、ポスター作成事業者に所定の経費を支払います。

以上の流れは次のようになります。

◆選挙運動用ポスター作成 公営手続きの流れ



順序	手続	必要書類、様式、添付書類等	時期
①	候補者とポスター作成事業者が有償契約を結ぶ。	・ 選挙運動用ポスター作成契約書	告示日より前
②	候補者は、①の契約締結の届出を町選管に行う。	・ 【様式】 選挙運動用ポスター作成契約届出書 ・ ①の契約書の写し ・ 口座振替支払申請書（債権者登録用紙）	告示日以後
③	候補者は町選管に確認申請書を提出する。	・ 【様式】 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	請求の前に
④	町選管は候補者に確認書を交付する。	・ 【様式】 選挙運動用ポスター作成枚数確認書	申請後速やかに
⑤	候補者はポスター作成業者に④の確認書を提出する。	・ ④の選挙運動用ポスター作成枚数確認書	請求の前に
⑥	候補者はポスター作成業者に作成証明書を提出する。	・ 【様式】 選挙運動用ポスター作成証明書	請求の前に
⑦	ポスター作成事業者は、町長に請求書を提出する。	・ 【様式】 請求書（選挙運動用ポスターの作成） ・ 請求内訳書 ・ ④の選挙運動用ポスター作成枚数確認書 ・ ⑥の選挙運動用ポスター作成証明書	請求の時
⑧	町長はポスター作成業者に経費を支払う。		確認後速やかに

4 選挙運動用ビラの作成の公営

ア 公営（公費負担）の対象について

候補者がビラの作成を業とするもの（以下「ビラ作成事業者」という。）と有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。

なお、作成単価、作成枚数それぞれ公費負担の限度が設けられています。

(ア) 作成単価の限度

1枚当たり 8.38 円

(イ) 作成枚数の限度

町長選挙 5,000 枚

(ア)、(イ)により、公費負担の限度額は、

町長：8.38 円×5,000 枚＝41,900 円 となります。

作成単価、作成枚数にそれぞれ限度がありますので、作成単価に作成枚数を乗じた額が上記の金額以内でも、限度額がさらに下回ることがあります。

[町 長]

・ 1枚あたり 6 円で 6,000 枚作成したときの公費負担額

6 円×5,000 枚（作成枚数の限度まで）＝30,000 円

・ 1枚あたり 10 円で 3,000 枚作成したときの公費負担額

8.38 円（作成単価の限度まで）×3,000 枚＝25,140 円

※ビラ作成契約書は収入印紙の貼付が必要な課税文書になります。

イ 手続きについて

(ア) 候補者は、ビラ作成事業者と有償契約をしたときは、その旨を直ちに（立候補の届け出前に契約を締結したときは、基本的には立候補届のときに）選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式第 2）に選挙運動用ビラ作成契約書の写しと契約相手方の口座振替支払申請書（債権者登録用紙）を添えて町選管に届け出てください。

(イ) 候補者は、公営の適用を受けようとするビラの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成事業者ごとに選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第 5）を町選管に提出してくださ

い。

町選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までの**選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第 8）**を交付します。

(ウ) 候補者は、町選管から**選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第 8）**の交付を受けたときは、直ちにこれをビラ作成事業者に提出してください。

(エ) 候補者は、ビラを作製したときは、**選挙運動用ビラ作成証明書（様式第 1 1）**をビラ作成事業者に提出してください。

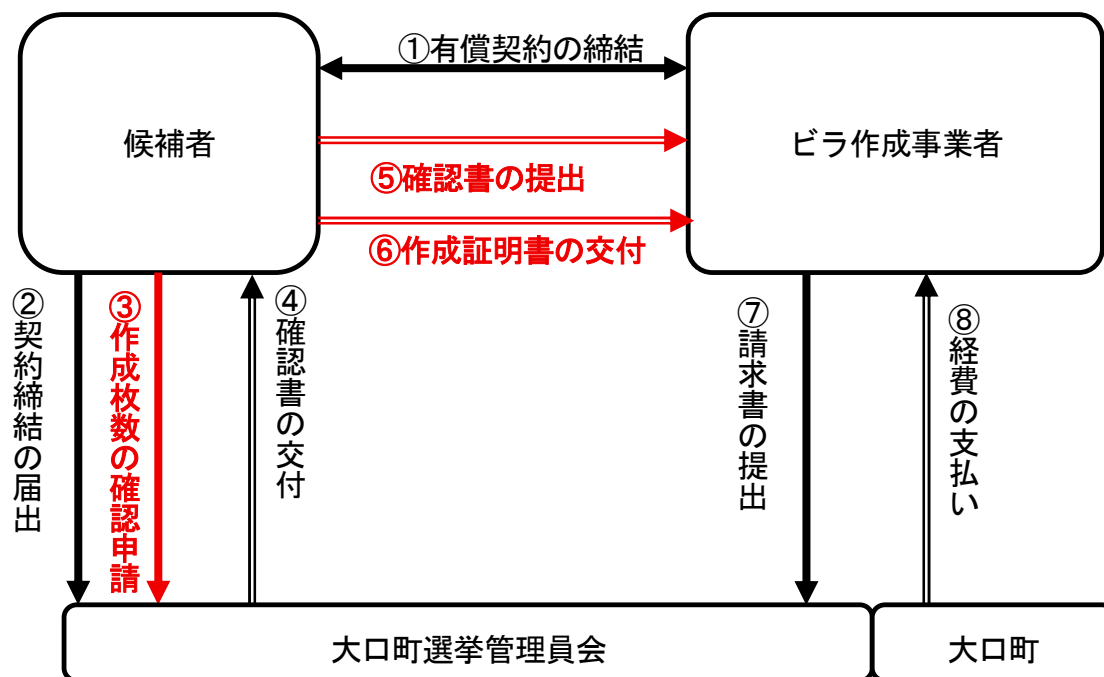
(オ) ビラ作成事業者は、選挙の期日後速やかに町長宛に所定の経費を請求してください。このときには、**請求書（選挙運動用ビラの作成）（様式第 1 4）**に**請求内訳書（別紙）**、**選挙運動用ビラ作成証明書（様式第 1 1）**、**選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第 8）**、作成したビラの見本 1 枚（2 種類の場合は各 1 枚）を添付してください。

※供託物が没収される候補者のものについては、請求することはできません。

(カ) 町長は、ビラ作成事業者から請求されたとき、ビラ作成事業者に所定の経費を支払います。

以上の流れは次のようになります。

◆選挙運動用ビラ作成 公営手続きの流れ



順序	手続	必要書類、様式、添付書類等	時期
①	候補者とビラ作成事業者が有償契約を結ぶ。	・選挙運動用ビラ作成契約書	告示日より前
②	候補者は、①の契約締結の届出を町選管に行う。	・【様式】選挙運動用ビラ作成契約届出書 ・①の契約書の写し ・口座振替支払申請書（債権者登録用紙）	告示日以後
③	候補者は町選管に確認申請書を提出する。	・【様式】選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	請求の前に
④	町選管は候補者に確認書を交付する。	・【様式】選挙運動用ビラ作成枚数確認書	申請後速やかに
⑤	候補者はビラ作成事業者に④の確認書を提出する。	・④の選挙運動用ビラ作成枚数確認書	請求の前に
⑥	候補者はビラ作成事業者に作成証明書を提出する。	・【様式】選挙運動用ビラ作成証明書	請求の前に
⑦	ビラ作成事業者は、町長に請求書を提出する。	・【様式】請求書（選挙運動用ビラの作成） ・請求内訳書 ・④の選挙運動用ビラ作成枚数確認書 ・⑥の選挙運動用ビラ作成証明書	請求の時
⑧	町長はビラ作成事業者に経費を支払う。		確認後速やかに